（参考様式１７）

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター 所長 殿

研究倫理に関する誓約書

当研究機関は、○○事業の実施にあたり、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成 18 年 12 月 15 日付け 18 農会第 1147 号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知） を遵守いたします。

特に、当研究機関において、研究活動に関わる全ての者を対象に研究倫理教育を実施し、委託事業に関わる全ての者は生研支援センター委託業務事務担当者説明会資料内容を確認しました。また、これらの内容について、遵守することを誓約いたします。

なお、本事業に携わる研究者等に交代等があった際は、速やかに研究倫理教育等を実施します。

令和 年 月 日

コンソーシアム名

研究機関名

研究倫理教育責任者名

次ページに注意事項がございます。

（記入等にあたっての注意事項）

１．委託事業の契約締結にあたり、研究に参加する各研究機関は、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」を遵守いただく必要があります。

このため、各研究機関においては、委託事業の研究活動に関するすべての者を対象に、研究倫理教育を実施していただく必要があります。

２．研究倫理教育教材、事務担当者説明会資料の動画について

①研究倫理教育は、日本学術振興会（JSPS）のeL CoREまたは研究機関独自教材で行ってください。

・eL CoREの場合は受講証明書が発行されるので、保管をしてください。

eL CoRE: <https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>

・研究機関独自教材の場合は、各研究機関において、受講したことが証明できるようにしてください。

②また、委託事業に関わるすべての者を対象に、事務担当者説明会資料の確認又は動画の視聴をさせてください。

　　事務担当者説明会資料(2024年度版)：<https://www.naro.go.jp/brain/contents/briefing_session2024.pdf>

BRAINの事務担当者説明動画：

<https://www.youtube.com/watch?v=UFPRtxm9f5o>

３．提出にあたって

上記の研究倫理教育等を実施した後、これらを遵守する旨の誓約書を作成し、ご提出ください。

ご提出にあたっては、代表機関が全研究機関分の誓約書を委託契約時までに取りまとめてください。

なお、押印は省略することができます。

４．その他

　　誓約書の提出は、委託契約時（委託事業実施期間前）のみの依頼ではあるが、農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン　第２章第２研究活動における不正行為を抑止する環境整備では、「研究活動における不正行為を未然に防止し、公正な研究活動を推進するためには、研究機関において、研究者等に求められる倫理規範を修得等させるための教育（以下「研究倫理教育」という。）を確実に実施することなどにより、研究者倫理を向上させることがまず重要である。」と記載されていますので、各研究機関で「研究倫理教育」について適切に実施してください。